

広報 峡北

No. **48**

平成31年 1月

峡北広域行政事務組合 発行
山梨県韮崎市本町四丁目8-36
☎ 0551-22-3311 編集/総務課
URL <https://www.kyohoku-koiki.jp/>



秋の火災予防運動～韮崎市立たんぼぼ保育園児の皆さん

2018年度 全国統一防火標語

忘れてない？
サイフにスマホに
火の確認

峡北広域行政事務組合職員の給与及び職員数などを公表します

～組合人事行政の運営状況等について～

◆人件費の状況（一般会計外3会計決算）（単位：千円）

区分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)
一般会計	74,287	54,334	73.1%
常備消防特別会計	1,457,816	997,934	68.5%
ごみ処理特別会計	1,512,760	60,456	4.0%
し尿処理特別会計	87,538	22,400	25.6%

(注) 特別職・再任用職員・非常勤嘱託・臨時職員に支給する給料等を含みます。

◆職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分	大学卒	高校卒
一般行政職	178,200円	146,100円
消防職	202,500円	164,600円

◆職員手当の状況（平成29年4月1日現在）

区分	支給額等
管理職手当	管理職の区分に応じ支給 月額43,000円～61,900円
扶養手当	配偶者 13,000円 子 9,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円
住居手当	借家・借間（家賃 月12,000円以上） 限度額 月27,000円
通勤手当	交通機関利用者 限度額 月55,000円 自動車等使用者 距離に応じ 月2,000円～
特殊勤務手当	し尿処理業務に従事したとき 日額580円
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超過して勤務したとき 勤務1時間当たり給料額×1.25～1.6
休日勤務手当	隔日勤務職員が祝日及び年末年始の休日に 勤務したとき 勤務1時間当たり給料額×1.35
夜間勤務手当	隔日勤務職員が勤務日の午後10時～午前5 時に勤務したとき 勤務1時間当たり給料額×0.25
管理職員特別勤務手当	管理職員が平日夜間又は週休日等に勤務し たとき 1回あたり4,000円～10,500円
期末・勤勉手当	年間4.40月
退職手当	退職日の給料月額に退職理由や勤務年数に 応じ 0.522～49.59ヶ月

◆職員の平均給料月額・給与月額・年齢（平成29年4月1日現在）

一般行政職			
区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般会計	366,067円	393,833円	47歳
ごみ処理特別会計	361,750円	415,897円	48歳
し尿処理特別会計	331,300円	367,400円	43歳
消防職			
区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
常備消防特別会計	304,741円	340,625円	38歳

(注) 給与には、給料及び職員手当（退職手当を除く。）を含みます。

◆部門別職員数の状況

（平成29年4月1日現在）

（単位：人）

部門	職員数	
一般行政部門	総務課	6
	環境衛生センター	3
	建設課	3
	南部衛生センター	2
	小計	14
消防部門	総務課	9
	消防課	4
	予防課	4
	指令課	10
	葦崎消防署	56
	北杜消防署	39
小計	122	
合計	136	

◆勤務時間の状況

1週間の勤務時間 38時間45分
（隔日勤務職員を除く。）

◆職員の分限及び懲戒処分の状況

平成29年度の処分者はいませんでした。

◆峡北広域行政事務組合公平委員会の業務状況

- 勤務条件に関する措置要求の状況
新たな措置要求はありませんでした。
- 不利益処分に関する不服申立ての状況
新たな不服申立はありませんでした。

消防士の仕事を体験しませんか？

～消防署職場体験実施のお知らせ～
（インターンシップ）

学生等を対象に、消防業務の紹介や車両・訓練の展示等を行う業務説明会を実施します。男女ともに参加できます。日程などは、平成31年6月以降、組合ホームページに掲載、また、管内学校等へご案内します。消防士を目指す方や興味がある方のご参加をお待ちしています！

住宅用火災警報器の設置が義務化 なぜ？

2009年に建物火災で亡くなった方の約9割が住宅火災によるものでした。その要因として最も多かったのが「逃げ遅れ」によるものです。

義務化から約10年



どうして、逃げ遅れたの？



就寝時間帯に火事に気付くことが遅れたため、逃げられなかったケースが多く報告されています。

そうか 火災から命を守るには、いち早く火災に気付くことが必要なんだね！

少しでも早く火災に気付いてもらえるように、「住宅用火災警報器」の設置が義務化されました。大切な「あなたの命、家族の命、友達命」を守るために、一番有効なのは住宅用火災警報器を設置することです。



住宅用火災報知器は、10年を目安に交換をおすすめします！

2011年に、全てのご家庭で住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。もうすぐ10年が経過しようとしています。設置されたご家庭では作動の点検や交換を心掛けてください。

救急車を呼ぶか、迷ったことはありませんか？

住民の緊急度判定を支援するために、総務省消防庁ではスマートフォン向け、Webブラウザ向けそれぞれに「Q助」というアプリを開発しました。該当する症状及び症候を画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応（「今すぐ救急車を呼びましょう」、「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」又は「引き続き、注意して様子をみてください」）が表示されます。一度アプリを登録しておく、慌てずに適切な対応ができます。

以下のQRコードを読み込めば総務省消防庁のサイトに移動しますので、ご確認ください。

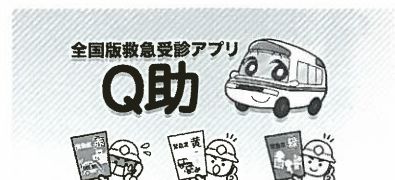
なお、峡北消防本部ではテレホンガイド（0551-22-8181）で、休日当番医及び夜間当番病院等の情報を案内しています。

スマートフォン用アプリ



総務省消防庁「Q助」案内サイト

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app.html





消防本部にご寄附をいただきました。

北杜市大泉町にお住まいの妹尾厚文様から、峡北消防本部にご寄附をいただき、12月3日に贈呈式が行われました。

妹尾厚文様は平成13年に北杜市に移住して以降、様々な社会貢献活動を行っています。今般、「住民の安全安心を守る活動の一助になれば」と寄附されました。

消防本部では、ご厚意を受け、救急救命士が行う高度救命処置（特定行為）を実践的に行える実習用の資機材「高度救命処置シミュレーター」（訓練人形）を購入させていただきます予定です。



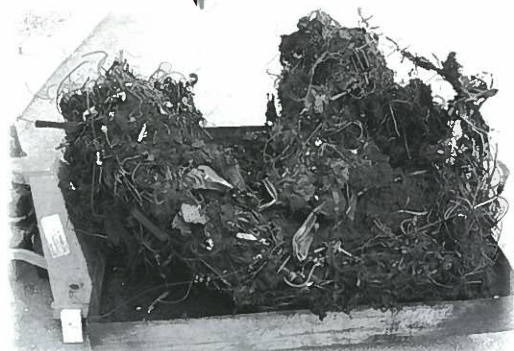
エコパーク たつおか よりお願い

可燃物・不燃物の分別の徹底を！

住民の皆様から排出されるごみの分別が徹底されていません。可燃ごみに針金状の金属が入り込むことがあります。施設の機械に入り込んだ針金などは絡まることによっては緊急停止して除去することとなります。緊急停止した機械を再起動すると多量の灯油が必要となり多額の経費が掛かります。

住民の皆様には、お住いの市から配布されるごみ収集カレンダーに沿ってごみの分別及び減量化に努めていただきますようお願い申し上げます。

可燃ごみの中に針金状の金属が入り込み、雪だるま状になって詰まってしまう。



混入例、「傘」・「金属製ハンガー」
これは「不燃ごみ」です。

住民の皆様が分別することで、
ごみの処理がスムーズに行えます。